

2025 年度 履修要覧

現代経営研究科現代経営専攻（修士課程）

東洋学園大学大学院（現代経営研究科現代経営専攻 修士課程）
2025年度履修要覧・シラバス 目次

履修要覧

I. 東洋学園大学大学院 現代経営研究科 によろこそ	1
II. 本学の沿革と構成	
1. 本学の沿革	2
2. 本学の構成（研究科、学部・学科の紹介）	2
III. 現代経営研究科の教育目標（3ポリシー）	5
IV. 東洋学園大学大学院学則	7
V. 履修の手引	
1. 単位制と課程の修了要件	21
2. 授業科目の構成と履修モデル	21
(別表)	25
3. 授業時間	23
4. 試験と成績	26
5. 修士論文の指導と審査	29
VI. その他	
1. 研究活動上の不正行為防止について	34
2. 1号館7階（大学院生フロア）の使用について	35

シラバス

学事日程	36
【課題研究科目】	
現代経営特別演習	研究指導スケジュール 37
	田中 巖 38
	李 新建 38
	畔上 秀人 39
	隈本 純 39
	セーラ・ルイーザ・バーチュリ 40
	赤尾 充哉 40
	安藤 拓生 41
	富田 洋介 41
	馮 晏 42
	小川 華代 42

I. 東洋学園大学大学院 現代経営研究科 によろこそ

東洋学園大学 学長 辻中 豊

自彊不息（じきょうやまず）の丘、本郷台地の先端にある東洋学園大学によろこそ！

この大学院要覧は、皆さんがこれから送る大学院生活という旅の、とても大切な羅針盤であり、地図です。ちょっと面倒かもしれませんが、はじめにしっかり全体を眺め、そして気になるところから読んでみましょう。

たくさん規則や説明、案内そして、さまざまな大学からのサービス、気を付けること、窓口の案内などが記載されています。わからないところは、教員、職員に遠慮なく聞いてみましょう。先輩に聞くのも大切ですね。この要覧は、皆さんと大学との約束の束ですから、ちょっと困ったとき、迷ったときには、この要覧を読み直してみてください。

さて、自彊不息の丘、といいましたが、この言葉、「自彊不息」は、東洋学園大学の建学の精神です。といっても、とても古い言葉（『易経』が出典）ですので、説明が必要ですね。

自彊の「彊」という字は、強という字に書き替えられますが、もともとはこの難しい字です。よく見ると、弓と一と田と一と田と一から成っています。田んぼを区切り弓で守る、という意味を示す象形文字のようですね。つまり、自彊不息というのは、自分の愛するフィールドをしっかりと休みなく、自分で強化し続ける、ということですね。たゆまず自ら努めて励む、学び続けることですが、まず大切なのは、自分の好きなフィールドを見つけ、それを続けていくことです。好きなフィールドさえ見つかれば、難しいことではないでしょう。

とはいっても、自分の好きなフィールド（研究テーマ）とは、何でしょう、どのように見つけるのでしょうか。漢字が示すように昔のお百姓さんには田んぼや畑ですが、21世紀に生きる今の皆さんにとっては何でしょう。東洋学園大学は、時代の変化に応える国際人を育てる面倒見のよい大学です。皆さんが、この大学院生活の中で、一生、考え続けていける、好きなフィールドを見つけてほしい、そのための助力をしっかりしたいと私たちは考えています。

本郷台地の先端にあるこの地は、皆さんが自分の好きなフィールドを見つけ、探究するのにとてもよい場です。江戸時代には、近くの湯島の聖堂で人々が学び、その後、明治以降の近代化の中で、日本が海外の知との間で格闘し切磋琢磨した場が、この本郷台地なのです。ここから、今も様々な道や線路が伸び、現代社会の成長の先端部分に繋がっています。

それでは、この本郷キャンパスで、現代という時代をみつめ格闘しながら、しっかりと自彊不息の、自分のフィールド（研究テーマ）を見出し、オリジナルな論文を書く旅に、出掛けていきましょう。楽しい旅によろこそ。

II. 本学の沿革と構成

1. 本学の沿革

本学の設立母体である学校法人東洋学園の歴史は、1926（大正 15）年、故宇田尚先生が東京・本郷に創設した財団法人東洋女子歯科医学専門学校に始まる。

東洋女子歯科医学専門学校は、1950（昭和 25）年の学制改革により廃止されるまでの 25 年間、2,844 名の女性歯科医を世に送り出し、女性の社会進出が立ち遅れていた戦前期に女性の専門的職業教育の分野で大きな足跡を残した。

東洋女子歯科医学専門学校が廃止された 1950 年 4 月、新たに英語教育に重点をおいた東洋女子短期大学が同じ東京・本郷の校地に設立され、以来すでに 60 年の校史を積み重ねている。

この間、1982（昭和 57）年には本郷キャンパスの英語英文科に加え、千葉県流山キャンパスに地域研究を柱とした多角的な国際化教育を行う欧米文化学科を新設するなど、東洋女子短期大学は、女性の自立を目標に、つねに時代を先取りした新しい試みの教育を実践してきたが、2006（平成 18）年に歴史の幕を閉じ、その伝統は本大学に引き継がれることとなった。

学校法人東洋学園は、このような女子高等教育の実績を、より高度に、またより深く掘り下げ、日本の国際化という新たな時代の要請に応えるため、男女共学の 4 年制大学の新設に踏み切った。こうした歴史と背景のもとに、1992（平成 4）年、東洋学園大学が開設されたのである。

開設当初は、人文学部の 1 学部であったが、2002（平成 14）年に本郷キャンパスに現代経営学部を設置し、2 学部を有する大学となった。また、2006（平成 18）年から、教養教育の充実とキャンパス共用化による大学としての一体感の醸成等を目的として、両学部の 1・2 年生は流山キャンパス、3・4 年生は本郷キャンパスで学ぶこととなった。そして、2008（平成 20）年にこれまでの学部教育において展開してきた経営学分野の教育内容を基礎としつつ、学部教育で培われた専門的な素養のある人材として活躍できる基礎的能力に立ち、専門性を一層向上させていくことを目指して、大学院現代経営研究科現代経営専攻修士課程を設置した。さらに、2013 年度の入学生からは人文学部を発展的に解消し、代わりにグローバル・コミュニケーション学部と人間科学部を設置した。そして、前者には、グローバル・コミュニケーション学科と英語コミュニケーション学科を付置し、同時に後者の人間科学部には、専門性を高めるための教育と施設の充実を図っているところである。

2. 本学の構成

本学（Toyo Gakuen University）は、「高い理想のもとに深い教養と正しい判断力を身につけ、広い視野と国際的な識見を備えた有能な人材の育成」（学則）という目的を追求するために、グローバル・コミュニケーション学部（Faculty of Global Communications）、人間科学部（Faculty of Human Sciences）、現代経営学部（Faculty of Business Administration）及び現代経営研究科（Graduate School of Business Administration）を有している。

グローバル・コミュニケーション学部は、グローバル・コミュニケーション学科 (Department of Global Communications) と英語コミュニケーション学科 (Department of English Communications) の 2 学科で構成されている。人間科学部は人間科学科 (Department of Human Sciences) の 1 学科で構成されており、現代経営学部は、現代経営学科 (Department of Business Administration) の 1 学科で構成されている。現代経営研究科は、現代経営専攻 (Master's Program in Business Administration) の 1 専攻で構成されている。

現代経営研究科

既設の現代経営学部現代経営学科を基礎として、学部段階における教養教育とこれに裏打ちされた専門的素養を基礎として、経営学分野を中心とした専門性の一層の向上を図ることにより、社会の多様な要請に応えることのできる幅広く深い学識と研究能力に加えて、高度の専門的な職業等を担うために必要な卓越した能力を備えた人材を育成することを目的としている。

現代経営学部

現代経営学科

現実に発生するさまざまな経営問題は、世界的な広がりを持ちながら複雑かつ多様化してきている。そのため、経営分野における知識の習得に加えて、主体的に変化に対応し得る、幅広い視野や総合的な判断力、豊かな創造性を兼ね備えた人材の養成が求められる。そこで、現代経営学部では、現実の経営問題を的確に認識し、総合的な企業経営や経営管理が実践できる知識や能力と英知 (Wisdom) を獲得するために必要な教育を行う。

グローバル・コミュニケーション学部

グローバル・コミュニケーション学科

グローバル・コミュニケーション学科は、日本や諸外国の文化・社会に関する知識をもち、グローバル社会の諸課題について理解することにより、社会事象を正確に判断し、自己の考えを的確に発信できる現代教養人としてのコミュニケーション能力を有する人材の育成を目指す。

英語コミュニケーション学科

英語コミュニケーション学科は、①英語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、実践的な英語のトレーニングを通じて、英語によるコミュニケーション能力を養うことにより、グローバルビジネスや文化関連産業で活躍できる人材、②英語に関する専門的な知識を身につけ、英語教育に関する基礎理論や指導法について理解することにより、英語教育活動に必要なコミュニケーション能力を有する人材の育成を目指す。

人間科学部

人間科学科

人間科学科では、人間に関わる諸問題を深く多角的に理解することにより、①人のこころとからだの健康の維持・増進・改善等に参与し、充実した幸せな暮らしの実現に寄与することのできる能力と②社会の様々な場面における人間関係を調整する能力を修得し、豊かで実りある人と人とのつながりの実現に貢献することのできる人材の育成を目指す。

Ⅲ. 現代経営研究科の教育目標（3ポリシー）

学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

大学院現代経営研究科では、以下の各能力を身につけ、学則に定める修了要件を満たした者に対し、修了を認定し、修士（経営学）の学位を授与する。

DP-1 現代社会の変化と、それにもなつて出現している企業や家計における課題を自らとらえることができる。

DP-2 グローバル化がもたらす社会への影響と課題を自らとらえることができる。

DP-3 企業や政府が現代社会に対して担う役割を、自らの手法で分析することができる。

教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ディプロマ・ポリシーに掲げる 3 つの能力を修得させるために、以下のような科目を配置する。

CP-1 主要な職能分野にわたる基礎知識を習得する。

CP-2 細分化された職能分野に関する専門的知識を習得する。

CP-3 主要な職能分野の専門的知識を補完し、各自の研究課題に関連した知識を習得する。

CP-4 経営実践現場を想定したロールプレイング、プレゼンテーション、ディスカッションなどの技術を習得する。

CP-5 各自の課題について文献調査や実地調査を行い、研究成果を論文の形で公表する能力を涵養する。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

大学院現代経営研究科では、次のような能力・意欲・関心を有する学生を、各種選抜試験を通じて受け入れる。

AP-1 最新の学術的な経営の知識を習得し、その知識を実践的な場に応用することを目指そうとする人材

AP-2 複雑な現代社会における企業経営について学際的視点から論理的に分析しようとする人

材

AP-3 実務的経験を基盤とし、さらに高度な知識や理論を習得することで、自らの研究成果を社会に発信することを目指そうとする人材

IV. 東洋学園大学大学院学則

目 次

- 第 1 章 総則
 - 第 2 章 課程、研究科、専攻、学生定員及び修業年限
 - 第 3 章 入学、休学、復学、再入学及び転入学
 - 第 4 章 退学、転学、除籍及び復籍
 - 第 5 章 教育課程及び履修方法等
 - 第 6 章 課程の修了等
 - 第 7 章 外国人留学生
 - 第 8 章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生
 - 第 9 章 検定料、入学金、授業料その他の納付金
 - 第 10 章 職員及び事務組織
 - 第 11 章 研究科委員会
 - 第 12 章 賞罰
 - 第 13 章 課外講座
 - 第 14 章 準用規定
 - 第 15 章 学則の変更
-
- 附 則
 - 別 表 1
 - 別 表 2

第1章 総則

(目的)

第1条 東洋学園大学大学院（以下「本大学院」という）は、東洋学園大学の教育精神に則り、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業等を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の教育目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制については、別に定める。

第2章 課程、研究科、専攻、学生定員及び修業年限

(課程)

第3条 本大学院に修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性が求められる職業等に必要の高度の能力を培うことを目的とする。

(研究科・専攻)

第4条 本大学院に現代経営研究科現代経営専攻（修士課程）を置く。

2 現代経営研究科現代経営専攻は、学部段階における教養教育とこれに裏打ちされた専門的素養を基礎として、経営学分野を中心とした専門性の一層の向上を図ることにより、社会の多様な要請に応えることのできる幅広く深い学識と研究能力に加えて、高度の専門的な職業等を担うために必要な卓越した能力を備えた人材を育成することを目的とする。

(学生定員)

第5条 本大学院の学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	入学定員	収容定員
現代経営研究科	現代経営専攻	修士課程	10	20

(修業年限及び在学年限)

第6条 修士課程の標準修業年限は2年とする。

2 修士課程の在学年限は4年を超えることができない。

3 転入学の場合にあっては、学長が定める在学すべき年数の二倍に相当する年数を超えることができない。

4 再入学及び復籍の場合にあっては、退学、除籍前の在学年数と通算して4年

を超えることができない。

- 5 第1項の規定にかかわらず、実務の経験を有する者、又は学部において優秀な成績を修め、本大学院において必要とされる基礎的な学識を有する者であって、昼間と併せてその他の特定の時間において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行う場合の標準修業年限は、1年とする。

第3章 入学、休学、復学、再入学及び転入学

(入学の時期)

第7条 入学の時期は毎学年の始めとする。

- 2 前項の他にも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学の資格)

第8条 本大学院の修士課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が三年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が別に定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(入学の出願)

第9条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第10条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第11条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の学納金を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第12条 学生は本大学院入学時、保証人を届出なければならない。

保証人は、保証する学生の身上について一切の責任を負う。

2 保証人の資格その他については別に定める。

(休学)

第13条 病気その他の理由で、引続き2ヵ月以上出席できない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められた者については、学長は休学を命ずることができる。

3 学長は、教育上有益と認められた者については、休学することなく、外国の大学院(学位授与権を有する高等教育機関)又はこれに相当する教育研究機関等に留学することを許可することができる。なお、当該留学期間に係る在学年数の取り扱いについては、別に定める。

(休学の期間)

第14条 休学期間は、第6条の在学年数に算入しない。

2 前項の休学の期間は、春学期末又は秋学期末を終期とし、通算で2年を超えることは出来ない。

(復学)

第15条 休学期間中にその理由が消滅した場合には、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は原則として期の始めとする。

(再入学及び転入学)

第16条 本大学院に再入学、もしくは他の大学院から転入学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

第4章 退学、転学、除籍及び復籍

(退学及び転学)

第17条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 他の大学院へ転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍及び復籍)

第18条 次の各号の一に該当する者は学長が研究科委員会の議を経てこれを除籍する。

(1) 第6条に規定した在学年限を超える者

(2) 休学の期間が通算で2年を超え、なお修学できない者

(3) 長期間にわたり行方不明の者

(4) 授業料その他納付金を所定の期日までに納めず、督促してもなお納付しない者

2 前項(4)号により除籍された者が復籍を願い出るときは、選考の上、相当年次に復籍することができる。

3 前項の規定により復籍を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

第5章 教育課程及び履修方法等

(教育方法)

第19条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目)

第20条 本大学院に設置する授業科目の種類、単位数等は別表1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第21条 授業科目の単位数は、東洋学園大学学則第24条第1項の定めを準用して単位計算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、その学修の成果等を評価して単位を与えることが適切と認められる授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(単位の授与及び学習の評価)

第22条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。学習評価の基準は、S、A、B、C、Dの5段階とし、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。成績審査の方法は、研究科委員会の議を経て学長が定める。

第6章 課程の修了等

(課程の修了要件)

第23条 学生は修士課程修了のため、当該課程に2年以上在学し、在学中に別表1に定める授業科目について32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査に合格しなければならない。但し、第6条第5項に定める者の在学期間は、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 修士論文の審査及び最終試験については、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第24条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議を経て学長が認めた場合、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなし、前条に規定する修了に必要な単位数に含めることができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院等に留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第25条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議を経て学長が認めた場合、入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第1項及び第2項により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第26条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により研究指導を受けることのできる期間は、1年を超えないものとする。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学院または研究所等に留学し、研究指導を受ける場合に準用する。

(課程の修了)

第27条 学生が、第23条により所定の要件を満たしたとき、学長は研究科委員会の議を経て課程の修了を認定し、学位記を授与する。

2 修了の時期に関する規程は別に定める。

(学位)

第 28 条 前条により本大学院の課程の修了を認められた者には、次のとおり学位を授与する。

課程	研究科名	専攻名	学位
修士課程	現代経営研究科	現代経営専攻	修士（経営学）

2 学位の授与に関し必要な事項は別に定める。

第 7 章 外国人留学生

(外国人留学生)

第 29 条 外国人が、大学院教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願するときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生の入学に関しては第 8 条から第 12 条の規定を適用する。
- 3 外国人留学生には本学則その他本学の定める諸規程を準用する。
- 4 その他外国人留学生に関する規程は別に定める。

第 8 章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生

(科目等履修生)

第 30 条 第 8 条に規定する資格を有する者で、本大学院の特定授業科目につき履修しようとする者があるときは、その授業及び研究を妨げない限り、学長は研究科委員会の議を経て、科目等履修生としてこれを許可することができる。

- 2 科目等履修生には、本大学院学則第 22 条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第 31 条 他の大学院の学生で、当該大学院との協議により、本大学院の授業科目を履修し単位を修得しようとする者は、特別聴講学生として履修を許可することができる。

- 2 前項の規定は、大学院以外の教育施設等との協議により、本大学院の授業科目を履修し単位を修得しようとする場合にも準用する。
- 3 前 2 項の規定は、外国の大学院の学生等で当該大学院等との協議により、本大学院の授業科目を履修し単位を修得しようとする場合にも準用する。
- 4 特別聴講学生に関する規程は別に定める。

(研究生)

第 32 条 本大学院において特定の事項について研究することを希望する者があるときは、研究生として、これを許可することができる。

2 研究生に関する規程は別に定める。

第 9 章 検定料、入学金、授業料その他の納付金

(検定料等の金額)

第 33 条 本大学院の検定料、入学金、授業料その他の納付金については別表 2 のとおりとする。

2 入学金、授業料その他の納付金は所定の期日までに納めなければならない。

(休学及び退学等の場合の授業料等)

第 34 条 休学期間の授業料は半額とし、維持費、施設設備費は徴収しない。但し、休学した日及び復学した日に属する期分の授業料その他の納付金は全額を徴収する。

2 前項但書にかかわらず、休学した日に属する期分の授業料その他の納付金を徴収する場合において、休学した日が学期の開始日であるときは、前項本文の規定を適用する。

3 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料その他の納付金は徴収する。

4 停学期間中の授業料その他の納付金は徴収する。

(納付金の取扱)

第 35 条 既に納めた入学金、授業料その他の納付金はいかなる場合も返却しない。但し、入学時の授業料等納付金については別に定める。

第 10 章 職員及び事務組織

(職員組織)

第 36 条 本大学院に、学長、副学長、研究科長、専攻長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

(学長の職務)

第 37 条 学長は、本学を代表し、校務を掌り、所属職員を統督する。

2 学長は、必要に応じ、その職務を補佐する者、若干名を委嘱することができる。

(副学長の職務)

第 38 条 副学長は、学長の職務を助け、又、学長の命を受けた職務を行う。

(研究科長、専攻長の職務)

第 39 条 研究科長は研究科を代表し、研究科に関する校務を掌る。

2 専攻長は、研究科長を補佐し、専攻に関する校務を掌る。

(教育職員の職務)

第 40 条 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

2 准教授、講師、助教は、教授に準ずる職務に従事する。

3 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(職員の任用)

第 41 条 職員の任用は、学校法人の人事規程によって行う。

(事務組織)

第 42 条 事務の組織及び業務については別に定める。

第 11 章 研究科委員会

(研究科委員会の構成)

第 43 条 本大学院の研究科に研究科委員会を置き、次の者をもって構成される。

(1) 研究科長

(2) 専攻長

(3) 教授

(4) 准教授

(5) 講師

(研究科委員会議長)

第 44 条 研究科委員会は研究科長が召集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、研究科長は代理を指名する。

(研究科委員会開会の条件)

第 45 条 研究科委員会は、構成員の三分の二以上の出席がなければ、開会することが出来ない。

(研究科委員会の決議)

第 46 条 研究科委員会の決議は、出席者の過半数の同意による。賛否同数のときは議長の裁決による。

(研究科委員会の召集請求)

第 47 条 研究科長は、構成員の三分の二以上から附議すべき事項を示して研究科委員会の召集を請求された場合、2 週間以内にこれを召集しなければならない。

(研究科委員会の審議事項)

第 48 条 研究科委員会は学長が定める次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 専攻及び課程の設置、廃止に関する事項

(2) 授業科目の編成、変更及び実施に関する事項

(3) 学位授与に関する事項

- (4) 単位の授与、研究指導、学位論文の審査及び最終試験に関する事項
 - (5) 学生の入学、退学、休学、転学、除籍、復籍、留学及び課程の修了に関する事項
 - (6) 学生の訓育指導及び賞罰に関する事項
 - (7) 研究科の教員の選考に関する事項
 - (8) 授業科目及び研究指導の担当者に関する事項
- 2 研究科委員会は、学長及び研究科長（以下、「学長等」）が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 第1項第7号及び第8号に基づく教員の人事に関する審議は、研究科長、専攻長及び教授である委員のみで行う。

（研究科委員会と理事会の関連事項）

第49条 研究科委員会の決議中、理事会所管事項に関連あるものについては、理事会の承認を要する。

（研究科委員会に係るその他の事項）

第50条 研究科長は必要と認めるときは、事務職員その他の者を研究科委員会に列席させることができる。この列席者は議決権を持たない。

第12章 賞罰

（表彰）

第51条 人物学業ともに優秀で他の学生の模範となる者に対して、学長は研究科委員会の議を経て、これを表彰することができる。

（罰則）

第52条 本大学院の規則もしくは命令に従わず、又は学生の本分に反する行為があった者に対して、学長は研究科委員会の議を経て、これを懲戒することができる。

- 2 前項の懲戒の種類は訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反し、本大学院に在学させることが適当でないと認められた者
- 4 懲戒等に関する事項は、別に定める。
- 5 試験等における不正行為に関する事項は、別に定める。

第 13 章 課外講座

(課外講座)

第 53 条 本大学院は、課外講座、公開講座又は講習会等を開催することがある。

第 14 章 準用規定

第 54 条 本大学院に関する事項については、この学則等に定めるもののほか、東洋学園大学学則及び諸規程等の定めを準用する。この場合において、「学部」とあるのは「研究科」、「学部長」とあるのは「研究科長」、「教授会」とあるのは「研究科委員会」とそれぞれ読み替えるものとする。

第 15 章 学則の変更

(学則の変更)

第 55 条 本学則の変更は、研究科委員会の議を経て理事会が行う。

附則 1 この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 第 6 条第 5 項及び第 23 条第 1 項但書の規定は、平成 21 年 4 月 1 日の入学者から適用する。

附則 2 この学則は平成 21 年 4 月 1 日から改定施行する。

附則 3 この学則は平成 23 年 4 月 1 日から改定施行する。

附則 4 この学則は平成 24 年 4 月 1 日から改定施行する。

附則 5 この学則は平成 25 年 4 月 1 日から改定施行する。

附則 6 この学則は平成 26 年 4 月 1 日から改定施行する。

附則 7 この学則は平成 27 年 4 月 1 日から改定施行する。

附則 8 この学則は平成 29 年 4 月 1 日から改定施行する。

(2) この学則は平成 29 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

附則 9 この学則は平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。

附則 10 この学則は平成 30 年 6 月 1 日から改定施行する。

附則 11 この学則は平成 31 年 4 月 1 日から改定施行する。

(2) この学則は平成 31 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

附則 12 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から改定施行する。

附則 13 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から改定施行する。

別表 1. 授業科目・単位数

研究科 専攻 課程	区分	授 業 科 目	単位数	必修	選択	必 要 要 件
現代経営研究科 現代経営専攻 修士課程	科基礎	経営学研究	4		4	
	基礎研究科目	マーケティング研究	2	2		基礎研究科目は、10 単位を修得しなければならない。
		アカウンティング研究	2	2		
		ファイナンス研究	2	2		
		人的資源研究	2	2		
		経営学手法研究	2	2		
	基幹研究科目	経営管理研究	2		2	基幹研究科目は、8 単位以上を修得しなければならない。 但し、「特別講義 I」、「特別講義 II」で修得した単位は、当該要件単位数には算入されない。 なお、留学生は、上記 8 単位に加え、「特別講義 I」、「特別講義 II」、計 2 単位を修得しなければならない。
		マーケティング戦略研究	2		2	
		経営戦略研究	2		2	
		人的資源戦略研究	2		2	
		財務会計研究	2		2	
		管理会計研究	2		2	
		ファイナンス戦略研究	2		2	
		不動産運用設計	2		2	
		パーソナルファイナンス	2		2	
		リスクマネジメント	2		2	
		相続・事業継承設計	2		2	
		タックスプランニング	2		2	
		特別講義 I	1		1	
	特別講義 II	1		1		
	関連研究科目	ビジネス経済研究	2		2	関連研究科目は、4 単位以上を修得しなければならない。
		ビジネス法律研究	2		2	
		欧米ビジネス研究	2		2	
		中国ビジネス研究	2		2	
	実践研究科目	ケーススタディ 1 (マーケティング)	2		2	実践研究科目は、4 単位以上を修得しなければならない。
		ケーススタディ 2 (ファイナンス)	2		2	
		ケーススタディ 3 (ヒューマン・リソース)	2		2	
究課題目研		現代経営特別演習	6	6		課題研究科目は、6 単位を修得しなければならない。

別表 2. 検定料、入学金、授業料、その他

イ、検定料	30,000 円
ロ、入学金	200,000 円
ハ、授業料	700,000 円
ニ、維持費	100,000 円
ホ、施設設備費	100,000 円

学校法人東洋学園の設置する学校を卒業した者、又はその課程を修了した者の学納金は別に定める。

第 6 条第 5 項の規定を適用する者の学納金については別に定める。

所定の修業年限を超えて在学する者の学納金は別に定める。

この別表に規定するもののほか、検定料、入学金、授業料その他の納付金の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

V. 履 修 の 手 引

1. 単位制と課程の修了要件

(1) 単位制と単位計算

単位制とは、本大学院の定める基準に従い授業科目を履修し、それらの試験に合格することにより所定の単位数を修得したときに、修了資格が与えられる制度である。

単位は「1単位の授業を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準」(大学院設置基準)とし、授業の方法に応じて教育効果、時間外に必要な学修等を考慮して定められている。

本大学院では東洋学園大学大学院学則第21条(注参照)のとおり規定している。なお、本学では90分の授業をもって2時間の授業とする。

(注①) 東洋学園大学学則第24条第1項の定めを準用して単位計算するものとする。

(注②) 講義及び演習については15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

※15時間の授業で1単位ということは、「45時間の学修で1単位」という基準を満たす為には、他に30時間の「時間外に必要な学修」(自習)が必要となる。

(注③) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

※30時間の授業で1単位ということは、「45時間の学修で1単位」という基準を満たす為には、他に15時間の自習が必要となる。

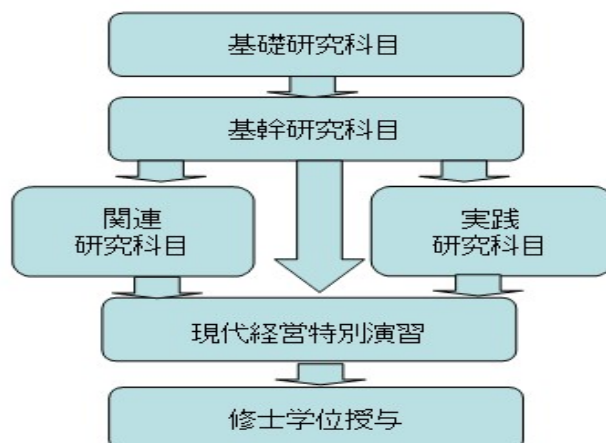
(注④) (注①)(注②)にかかわらず、現代経営特別演習等の授業科目についてはこれらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

※これにより「修士論文」が6単位となっている。

(2) 修了の要件(東洋学園大学大学院学則23条から28条参照)

2. 授業科目の構成と履修モデル

(1) 授業科目の構成は次のとおりである。



○基礎研究科目

主要な職能分野にわたる基礎的知識を習得する科目

○基幹研究科目

志向する職能分野に関する専門的な知識を一層深化させる科目

○関連研究科目

主要な職能分野の専門性を補完し、自己の研究課題と関連付け、研究内容を発展させる科目

○実践研究科目

経営実践現場を想定してのロールプレイング、プレゼンテーション、ディスカッションなどによる体験学習や実践事例の分析による総合的な課題学習を行う科目

○現代経営特別演習

文献調査や実地調査を通じて、専門分野における基礎的な研究能力の養成と研究意識を涵養するとともに、研究成果に関する修士論文を作成させるための個別指導をおこなう科目

※その他、必要に応じ補習科目を開講する。受講学生については本大学院が指定する。

(2) 履修モデル

選択科目については、マネジメント系（モデルA）、アカウンティング系（モデルB）、ファイナンシャル・プランナー系（モデルC）の3つの履修モデルが用意されている（別表参照）。各自の研究分野を考慮し適切なコース、科目を選択するのが望ましい。

モデルCは、特定非営利活動法人（NPO 法人）日本ファイナンシャル・プランナーズ協会の「CFP®認定教育プログラム」に対応するモデルで、協会が認める「所定の課程」の単位を取得し、また、協会の認める「提案書課題の作成」講座を受講、修了することにより、AFP資格の認定を受ける権利を得ることが出来る。

また、「所定の課程」の単位を取得することで、AFP 資格認定を経ることなく、CFP®資格審査試験の受験資格を得ることが出来る。

なお、詳細については、「CFP®認定教育プログラム」担当教員より個別に指導を受けること。

※AFP（Affiliated Financial Planner）

CFP®（Certified Financial Planner®）

3. 授 業 時 間

時 限	時 間
1	9 : 00 ~ 10 : 30
2	10 : 40 ~ 12 : 10
3	13 : 00 ~ 14 : 30
4	14 : 40 ~ 16 : 10
5	16 : 20 ~ 17 : 50

交通機関の不通と気象警報発令時における授業措置について

- 1 自然災害（台風、地震、大雪等）、事故等により鉄道が不通の場合、気象庁から東京23区東部・西部に暴風警報等が発令された場合および大規模地震の警戒宣言が発令された場合の授業措置は、次の通りとする。

① 台風等の自然災害、事故等により鉄道が不通の場合の授業措置

JR の下記路線すべてが全線運行停止の場合

山手、中央、総武、京浜東北、常磐の各路線

(1) 始発迄に運行が開始された場合 授業平常通り

(2) 午前7時迄 // 第2時限より授業

(3) 午前10時迄 // 第3時限より授業

(4) 午前10時迄に運行されない場合 全日休講

② 気象警報が発令された場合の授業措置

東京23区東部・西部に暴風、大雪、暴風雪のいずれかの警報または特別警報が発令された場合

(1) 午前6時迄に気象警報等が解除された場合 授業平常通り

(2) 午前7時迄 // 第2時限より授業

(3) 午前10時迄 // 第3時限より授業

(4) 午前10時の時点で気象警報等が発令中の場合 全日休講

③ 大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」が発令された場合の授業措置

首都圏・東海地方を中心とする大規模な地震発生が予測され、大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災対策強化地域判定会の招集が確認された場合は、直ちに授業を中止し、以降の授業を全て休講とする。翌日以降の取扱いは、以下の通りとする。

(1) 午前6時迄に解除された場合 授業平常通り

(2) 午前6時までに解除されない場合 全日休講

- 2 オンライン授業は、上記①、②、③の場合であっても原則授業を実施するが、状況により何ら

かの措置が図られる場合は、TG-Navi 等により周知を行う。

- 3 天候悪化等により公共交通機関に大きな乱れが生じることが予想される場合は、大学は原則として前日17 時迄に上記授業措置について、大学ホームページへの掲載およびTG-Navi での通知により周知を行う。なお、交通機関の不通と気象警報発令時以外の場合の授業等に関する措置は、TG-Navi等により周知を行うものとする。

別 表

現代経営研究科現代経営専攻修士課程履修モデル

科目区分	科目名	配当	単位	モデルA	モデルB	モデルC	摘要
基礎科目	経営学研究	1	4	○	○	○	※修了要件に含まない
基礎研究科目	マーケティング研究	1	2	○	○	○	5科目10単位必修
	アカウンティング研究	1	2	○	○	○	
	ファイナンス研究	1	2	○	○	Ⓡ	
	人的資源研究	1	2	○	○	○	
	経営学手法研究	1	2	○	○	○	
基幹研究科目	経営管理研究	1・2	2	○			4科目8単位以上 選択 ※「特別講義 I」、「特別講義 II」は上記要件単 位に含まない ※留学生は、上記8 単位に加え、「特 別講義I」、「特 別講義II」を修得 しなければならない Ⓡ
	マーケティング戦略研究	1・2	2	○			
	経営戦略研究	1・2	2	○			
	人的資源戦略研究	1・2	2	○			
	財務会計研究	1・2	2		○		
	管理会計研究	1・2	2		○		
	ファイナンス戦略研究	1・2	2		○		
	不動産運用設計	1・2	2			Ⓡ	
	パーソナルファイナンス	1・2	2			Ⓡ	
	リスクマネジメント	1・2	2			Ⓡ	
	相続・事業継承設計	1・2	2			Ⓡ	
	タックスプランニング	1・2	2		○	Ⓡ	
	特別講義 I	1	1				
特別講義 II	1	1					
関連研究科目	ビジネス経済研究	1・2	2		○	○	2科目4単位以上 選択
	ビジネス法律研究	1・2	2	○		○	
	欧米ビジネス研究	1・2	2	○			
	中国ビジネス研究	1・2	2		○		
実践研究科目	ケーススタディ1 (マーケティング)	2	2	○		○	2科目4単位以上 選択
	ケーススタディ2 (ファイナンス)	2	2		○	○	
	ケーススタディ3 (ヒューマン・リソース)	2	2	○	○		
課題研究科目	現代経営特別演習	1~2	6	○	○	○	6単位必修
修得単位数				32単位	32単位	34単位	
本院修了要件単位数				32単位			

※本表はあくまで推奨される履修モデルであり、本表通りに履修する必要はない。但し、摘要欄に記載される各事項(要件)を満たす履修を行わなくてはならない。

4. 試験と成績

(1) 定期試験

定期試験は原則として春学期及び秋学期の授業終了後に期間を定めて実施する。

ただし、科目によっては、定期試験期間以外の日に試験を実施する場合や定期試験に代えてレポートを課す場合がある。

定期試験の実施日程、時間割などの詳細は事前に掲示により発表する。

(2) 追試験

追試験は病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者に対して実施される試験であり、次のように実施される。

①追試験の受験希望者は、「追試験願」を所定の期日までに教務課に提出し、科目担当者の許可を得なければならない。

②「追試験願」には、以下のとおり定期試験を受験できなかった正当な事由を証明する書類(試験を欠席した日付が確認できること)を添付しなければならない。

欠席理由	欠席理由を証明する書類等
本人の傷病 ※1	医師の診断書又はそれに準ずる書類 (法定伝染病に罹患し出席停止となった期間は公欠とする。)
忌 引	会葬礼状又は死亡診断書(写し) (忌引きの取扱いにより公欠とする。)
交通機関の遅延	交通機関の遅延証明書(駅発行のもの)
交通事故	事故証明書(写し)又は医師の診断書
災害(台風、水害、火災、地震等)	罹災証明書(写し)等、災害の状況が把握できる書類
就職活動 ※2	企業、官公庁等発行の証明書(就職活動の場所・日時を明記し、社印等が押印されていること)又はそれに準ずる書類
裁判員候補者として呼出しを受けた場合 または裁判員に選任された場合	裁判所が発行する呼出状(写し)又は証明書
その他やむを得ない理由	試験を受けられなかった正当な事由を証明する書類又はそれに準ずる書類

※1 インフルエンザ等の法定伝染病に罹患し出席停止の診断が医師より行われた場合は、大学所定の「診断・登校許可証明書」を保健室にて受け取り、医師の証明を受けたうえで提出すること。

※2 試験が優先されるので、日程調整のうえ、やむを得ない場合のみ願出することができる。

③定期試験に代わるレポートをやむを得ない理由で期限までに提出できなかった場合も、定期試験欠席と同様に見なし、追試験と同じ手続をとらなければならない。

④追試験を受ける者は所定の受験料を納入すること。但し、試験欠席理由が公欠による場合は、受験料の納入は免除される。

⑤追試験の点数は原則として得点の 80%とし、対象科目の成績評価基準により成績が決定する。但し、試験欠席理由が公欠による場合は、得点を減じず評価が行われる。

⑥追試験の実施日程、時間割など詳しい内容は事前に掲示により発表する。

(3) 再試験

①再試験は定期試験を受けた結果不合格となったが、出席時数は満たされている 2 年次での履修科目が対象となる。

②「現代経営特別演習」に関しては、再試験は実施されない。

- ③再試験が許可された科目を受験希望する者は、所定の期日までに手続きを行わなければならない。
- ④再試験を受ける者は所定の受験料を納入しなければならない。
- ⑤再試験による成績の評価は、原則としてCないしDとする。
- ⑥実施日程については、追試験と同時に行なう。従って追試験の再試験は実施しない。

(4) 試験実施要領

- ①試験を受けるには、学生証の提示が必要とされる。忘れた場合は、同一試験期間内において原則として2回まで、教務課で仮学生証の交付を受けることができる。
- ②学生証は机上の見やすい位置に提示する。
- ③試験場では筆記用具と特に指定されたもの以外は使用することはできない。
- ④解答用紙を提出する際には、試験監督者の指示に従わなければならない。試験場退出後に再入室することはできない。
- ⑤解答用紙を提出しなかった者はその期のその試験を放棄したものと見なし、その試験を不合格とする。その場合の追試験は認められない。
- ⑥試験を遅刻した場合は、20分以内で、かつ試験監督者の許可を得た場合に限り、受験することができる。それ以外の場合は受験を認めず、欠席と見なされる。
- ⑦欠席(20分を越える遅刻の場合を含む)した場合は、速やかに「追試験願」を教務課に提出すること。
- ⑧試験において、不正行為があったと判定された場合は、その期のその科目は不合格とし、学則等にもとづいて厳重な処分が課される。

(5) 成績の評価と表示

- ①履修した授業科目の成績評価は下記②の成績評価基準に基づき、各授業科目に設定された評価方法により、到達目標への達成度を評価するものとする。なお、各授業科目に設定されている到達目標、評価方法は、シラバスを参照すること。
- ②成績の評価は次のように表示される。

合否	成績評価	評価基準
合格	S	90～100
	A	80～89
	B	70～79
	C	60～69
不合格	D	～59

- ③合格の判定を得た後、最終的にその授業科目の単位を修得する。
- ④成績は成績通知書によって、本人に通知する。

(6) 忌引等による欠席

忌引き及び公的行事による欠席であり、その旨を記載した「欠席届」が教務課に提出されている場合は、授業に関して出席扱いとなる。上記事由による試験の欠席については、追試験の実施等に関して特別に配慮される場合がある。

忌引日数は、死亡日から起算した連続日数とし、休業日と重複してもその日数を加算しない。手続には、会葬礼状または死亡診断書(写)等の提出を要する。公欠となる親族の範囲及び公欠となる期間は下記の通りとする。

父母、配偶者、子	7日以内
兄弟姉妹、祖父母	5日以内
曾祖父母、叔父叔母、甥姪	3日以内

課題レポート、論文提出にかかわる諸注意

課題レポート、論文の作成・提出に当たっては以下の点に注意を要する。

1. 他の学生のレポート・論文等の内容、表現と同一あるいは酷似する部分を含むレポート・論文等が提出され、不正行為と判断された場合、同一あるいは酷似するレポート、論文を提出した全ての者は不正行為を犯したものと見なされ、当該科目は不合格となるとともに厳重な処分が課される。
2. インターネット上に掲載されている他人のレポート・論文等を複写し、引用元の明示なく、自らのレポート・論文の全てあるいは一部として提出した場合、著作権、知的財産権侵害の不法行為として、当該科目が不合格となるとともに厳重な処分が課される。
3. 修士論文の提出後に、上記「1」「2」に該当する不正行為、不法行為の存在が発覚した場合には、研究科委員会による調査、審議に基づき、当該行為を行った者及び責を負うべき関係者に対し、厳重な処分が課される。

5. 修士論文の指導と審査

(1) 修士論文指導（研究指導）教員について

- ①修士論文指導（研究指導）は、「現代経営特別演習」の教員が主指導教員となり、副指導教員とともに担当する。
- ②修士論文指導（研究指導）を担当する教員は、論文の内容について指導するだけでなく、形式に関する規定、提出方法に関する規定を守らせるように学生に指導する。

(2) 修士論文に関するスケジュール

スケジュールの概要については下記およびシラバスを参照のこと。

なお、修士論文指導（研究指導）を担当する教員によって各指導時期の調整がなされる場合があるので、担当教員の指示に従うこと。

1 年 次		
春 学 期	夏 学 期	秋 学 期
<ul style="list-style-type: none"> ○研究計画書提出 ○個別面接指導 ○指導教員確定 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究計画書確認 ○個別面接指導 ○文献調査及び実地調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究計画書確認 ○個別面接指導 ○論文中間報告会 ○論文作成
2 年 次		
春 学 期	夏 学 期	秋 学 期
<ul style="list-style-type: none"> ○個別面接指導 ○論文計画書提出 ○論文作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○論文計画書確認 ○個別面接指導 ○調査研究のまとめ ○論文作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別面接指導 ○論文研究発表会 ○論文提出 ○論文審査面接

(3) 修士論文の審査について

規定に基づいた形式、提出方法で期限内に提出された修士論文は、主査1名と副査2名の合議により評価される。

主査は原則として研究指導を担当する主指導教員が、副査1名は副指導教員が担当する。

残る副査1名は、主指導教員、副指導教員を除く教員から無作為に決定される。

(4) 修士論文審査基準

修士論文の審査基準は以下の通りとする。

- ①テーマの設定は適切か。明確な問題意識のもと、具体的な研究の目的が示されているか。先行研究のレビューは十分か。理論仮説の導出は適切か。
- ②分析方法は適切か。統計処理、データ解析は妥当か。分析結果は明確で、意味があるか。
- ③考察や理論的解釈は妥当か。オリジナリティーはあるか。従来研究成果にとどまらず、新しい成果や解釈が得られているか。
- ④論旨の展開は明確か。引用のルールは守られているか。故意のデータや分析結果の改竄、ないし剽窃はないか。誤字・脱字がなく、文章表現は正確か。注の付け方、図表の挿入の仕方、参考文献リストの作成は整っているか。

(5) 2025年度修士論文提出方法・日程について

1. 提出資格

修士論文の提出資格は以下の資格要件を満たしている必要がある。

- (1) 所定単位の修得者、あるいは修得見込みの者であること。
- (2) 「修士論文計画書」が提出されていること。
- (3) 修士論文研究発表を行った者であること。

2. 修士論文研究計画書

- (1) 所定の「修士論文計画書」に必要事項を記載し、6月下旬までに教務課へ提出すること。
- (2) 「修士論文計画書」は主指導教員の指導のもとで作成し、承認印を受けた上で提出しなければならない。
- (3) 修士論文計画書提出以降における論文主題の変更は、8月中旬までに申請し、研究科委員会の承認を経た場合にのみ行うことができる。
- (4) 修士論文研究発表会以降における論文主題への副題の追加及び副題の変更は、11月中旬までに申請し、研究科委員会の承認を経た場合にのみ行うことができる。

3. 修士論文研究発表会

- (1) 研究発表会は上記「修士論文計画書」を提出した者が行うことができる。
- (2) 研究発表会は10月下旬に実施する。
- (3) 研究発表会に参加する者は、発表内容について事前に主指導教員の十分な指導を受けた上で発表を行うこと。
- (4) 修士論文発表会の実施に関する詳細は別途定める「修士論文研究発表会実施要領」に基

づく。

4. 修士論文の提出条件

- (1) 修士論文を提出しようとする者は、所定の期限の内に修士論文の一次提出を行わなければならない。特段の事情があると認められた場合を除き、期限内に一次提出のない者は修士論文の最終提出を行うことができない。
- (2) 修士論文の最終提出に際しては、事前に主指導教員及び副指導教員の許可を得なければならない。

5. 修士論文提出期限等

- (1) 提出期限： 一次提出 12月上旬
最終提出 1月上旬（詳細は別途連絡する）
- (2) 提出受付時間：午後5時まで
- (3) 提出場所：教務課
- (4) 提出期限、提出時間を過ぎた場合は、原則として受理しない。
- (5) 郵送による提出は認めない。代理人による提出は正式な委任状の提出を必要とする。
- (6) 最終提出後の訂正及び修正は原則として認められない。

6. 修士論文作成及び提出方法について

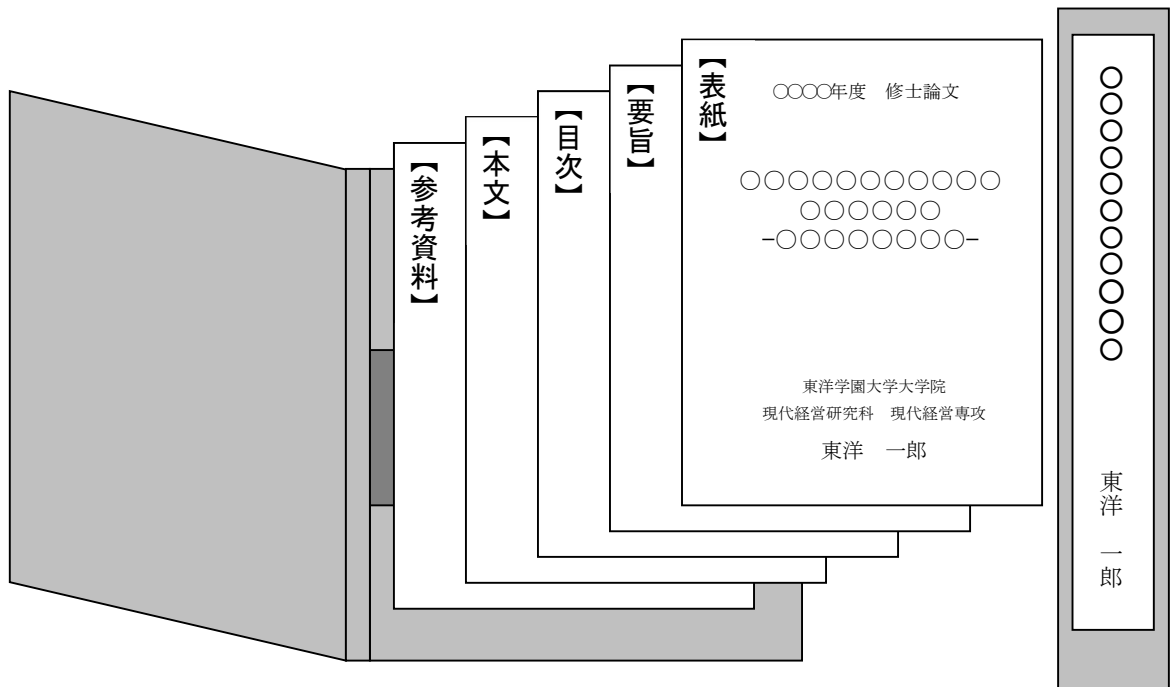
- (1) 日本語または英語でA4横書きとする。日本語の場合は、原則として、横40字、縦30行、片面打ち、フォントの大きさは11ポイントの明朝体による。手書きの場合は、A4横書きの原稿用紙を使用すること。英文の場合はダブル・スペースで、ワープロ使用のみとする。
- (2) 字数は、原則として20,000字以上とする。
- (3) 修士論文には必ず「修士論文要旨」を添付すること。修士論文要旨はA4横書き、700字程度とする。
- (4) 修士論文は、修士論文提出許可書とともに、正1部、副2部を提出する。
- (5) 修士論文は「表紙」「修士論文要旨」を添付した上で、市販のバインダー（レバーファイル）に綴じて提出すること。綴じ方については以下を参照のこと。

[市販バインダー（レバーファイル）例]



〔綴じ方
紙〕

〔背表



※1 正本・副本ともに上図のとおり綴じて提出すること。

※2 背表紙は手書きで論題と氏名を記入のこと。

(6) 論文の目次を作成し（様式自由）、本文の前に綴じること。なお、本文には必ずページ番号を付すこと。

(7) その他必要な参考資料等は、本文の後に綴じること。

(8) A4 横書きの表は90度左に回転させ綴じること。なお、本文中のA4横書きの表は90度左に回転させたうえページ番号を下に付すこと。

7. 修士論文審査面接

- (1) 修士論文審査面接は2月初旬に行う。(詳細は別途連絡する)
- (2) 審査面接時には、論文、その他必要な資料を持参すること。

8. 修士論文の審査員

- (1) 規定に基づいた形式、提出方法で期限内に提出された修士論文は、主査1名と副査2名の合議により評価される。

主査は原則として研究指導を担当する主指導教員が、副査1名は副指導教員が担当する。残る副査1名は、主指導教員、副指導教員を除く教員から無作為に決定される。

- (2) 1名の副査は9月に開催される研究科委員会で決定する。

VI. そ の 他

1. 研究活動上の不正行為防止について

本学を構成する全ての者は、研究活動上の不正行為を防止し、研究活動上の不正行為が行われ、またはその恐れがある場合、厳正かつ適正な対応を図らねばなりません。

本学を構成する全ての者とは役員、教職員及び学生等をいい、学生等とは本学に在学及び在籍して修学または研究に従事する全ての者をいいます。つまり、学部学生はもとより、本学大学院で研究活動を行う院生諸君も当然ながら含まれます。

研究活動上の不正行為とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめの各過程（修学上行われる論文作成を含む）において行われる以下の行為をいいます。

【研究活動上の不正行為】

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料、機器、過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られたデータ、研究成果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究に携わる者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究に携わる者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 研究費の不適切な使用
物品購入に係わる架空請求、不当な旅費の請求、実態と異なる謝金の請求、その他公募型の研究資金を配分する機関の定めなどに違反して研究費を使用すること。

万が一、上記のような不正行為がなされている、あるいは、なされる恐れがあると認識した場合には、通報・相談窓口である法人本部企画部に通報・相談して下さい。

【通報・相談窓口連絡先】

法人本部企画部 本郷校舎 1 号館 8 階
電話 : 03 (3811) 1731
mail : kikaku-announce@tyg.jp

2. 1号館7階（大学院生フロア）の使用について

本郷校舎1号館7階には、大学院学生が授業で使用するゼミ教室の他に、大学院学生の専用施設として次のものが設置されています。

- (1) 院生研究室 研究活動を行うためのデスク、PC、プリンター等を設置しています。
- (2) 院生ロッカー 大学院学生の個人所有物を保管するため貸与するものです。

利用については、以下の注意事項を遵守して下さい。

【注意事項】

- ①院生研究室は共有スペースなので、個人の所有物を放置しないようにして下さい。
- ②院生研究室内での飲食は禁じます。
- ③校舎内は、喫煙所以外での喫煙は厳禁となっています。
- ④院生研究室内での私語は他の院生の迷惑にならぬよう注意して下さい。
- ⑤PC、プリンター、コピー機等の備品取扱には十分注意のこと。マシントラブル等については、総務課（1号館1階）まで連絡のこと。
- ⑥コピー機は、7階院生談話室内のコピー機をご利用ください。
- ⑦院生ロッカーには貴重品は保管せず、常時施錠するよう注意して下さい。
- ⑧院生ロッカーは貸与するものなので、鍵の管理には十分注意して下さい。万が一、紛失等の場合には、総務課（1号館1階）まで申し出て下さい。
- ⑨教員研究室、講師控室、教材作成室、コピーコーナー（教員用）、給湯室等の教員専用スペースには教員の承諾なく入室することができません。
- ⑩喫煙所、トイレ等の教員との共用スペースの使用にあたっては、マナーに気をつけ使用して下さい。

学事日程

—2025年4月1日(火)～2026年3月31日(火)—

【春学期】

4月 2日(水)	入学式
4月 3日(木)～4月 9日(水)	オリエンテーション・健康診断期間
4月10日(木)	春学期授業開始日
5月 1日(木)	創立記念日
5月 2日(金)	全学休業日
7月 5日(土)・7月12日(土)	補講
7月25日(金)	春学期授業終了
7月28日(月)～7月31日(木)	春学期定期試験
8月 1日(金)～9月 8日(月)	夏季休業
8月11日(月)～8月18日(月)	大学一斉休業日
8月27日(水)	春学期追再試験

※祝祭日の4月29日(火)、5月5日(月)、5月6日(火)、7月21日(月)は授業を行う。

【秋学期】

9月11日(木)～9月13日(土)	オリエンテーション期間
9月19日(金)	秋学期授業開始日
10月10日(金)	全学休講日
10月11日(土)～10月12日(日)	フェニックス祭
12月22日(月)	年内最終授業日
12月26日(金)～1月3日(土)	大学一斉休業日
1月 6日(火)～1月7日(水)	補講
1月 9日(金)	授業再開
1月16日(金)	全学休講日
1月26日(月)	秋学期授業終了
1月27日(火)～1月29日(木)	秋学期定期試験
2月 1日(日)～3月31日(火)	春季休業
2月24日(火)	秋学期追再試験
3月20日(金)	卒業式

※祝祭日の9月23日(火)、11月3日(月)、11月24日(月)は授業を行う。

2025 年度 シラバス

現代経営研究科現代経営専攻（修士課程）

区分	課題研究科目	科目名	現代経営特別演習
開講期間	通年		
選択・必修の別	必修		
配当年次	1～2 年次		
単位数	6 単位		

研究指導スケジュール

区分	1 年 次		
	春 学 期	夏 学 期	秋 学 期
教 員	<ul style="list-style-type: none"> ○オリエンテーション ○履修ガイダンス ○個別履修相談 ○研究指導 (30時間) 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究指導 (30時間) 	<ul style="list-style-type: none"> ○履修ガイダンス ○個別履修相談 ○研究指導 (30時間)
学 生	<ul style="list-style-type: none"> ○研究計画書提出 ○個別面接指導 ○指導教員確定 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究計画書確認 ○個別面接指導 ○文献調査及び実地調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究計画書確認 ○個別面接指導 ○論文中間報告会 ○論文作成
区分	2 年 次		
	春 学 期	夏 学 期	秋 学 期
教 員	<ul style="list-style-type: none"> ○オリエンテーション ○履修ガイダンス ○個別履修相談 ○研究指導 (30時間) 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究指導 (30時間) 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究指導 (30時間) ○論文審査及び修了認定
学 生	<ul style="list-style-type: none"> ○個別面接指導 ○論文計画書提出 ○論文作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○論文計画書確認 ○個別面接指導 ○調査研究のまとめ ○論文作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別面接指導 ○論文研究発表会 ○論文提出 ○論文審査面接

※研究指導における単位数の考え方

春学期：2時間/週 × 15週 = 30時間

夏学期：6時間/日 × 5日 = 30時間

秋学期：2時間/週 × 15週 = 30時間

年間3単位 × 2年間 = 6単位

* 研究指導に限り夏期休業期間を利用した夏学期を設定

テーマ	<p>経済のグローバル化と賃金・雇用への影響に関する理論的かつ実証的研究</p>	担当者	田中 巖
演習の目的・内容	<p>自由貿易の進展や多国籍企業による海外現地生産の拡大に象徴される経済のグローバル化は、国際的な価格競争を激化させて、国家間のみならず一国内における経済格差をももたらしているとよく議論される。国家が開放的であればあるほどその国の企業は国際競争力を高めなければならない、部品や資金、労働力をできるだけ低いコストで調達しようとする。したがって、日本のように製品輸出に過度に依存した経済では、円高になるだけである種の労働の国内需要は低下しやすいということが容易に類推出来る。そこで、本演習では実質実効為替レートの変動と東アジアにおける垂直的統合の展開について考察し、それらが日本の製造業における雇用と賃金に及ぼす影響について検討する経済学的分析方法を身に付けることを目的に研究指導を行う。</p> <p>1年次においては、世界のグローバリゼーションの流れを歴史的に概観し、先進国と発展途上国の間の所得格差、先進国内における賃金格差、発展途上国間に見られる格差について、統計データを用いながら現状を理解する。次に、日本的雇用形態の特徴とその変化を踏まえて、日本経済のグローバル化との関係について検討する。また、国際貿易理論を学習しその応用としてアメリカにおける貿易と賃金の問題を取り上げ、両者の関連性を捉える経済理論的枠組みを習得する。さらに、海外アウトソーシングやスウェットショップなどの国際的な経済トピックスを紹介し、自由貿易と競争の進展する社会で果たすべき政府の役割とは何か議論する。その上で、2年次における修士論文のテーマについて検討する。受講生には、英語の経済文献にも積極的に取り組もうという意欲ある姿勢を期待する。</p>		

テーマ	<p>国際経営・経営戦略・デジタル経営に関する理論的かつ実証的研究</p>	担当者	李 新建
演習の目的・内容	<p>グローバル化やデジタル化が日増しに進んでいる時代に、企業を取り巻く環境は激変している。如何にしてグローバルとデジタルな視点を持ち、複雑で不確実性が高い外部環境の変化に対応し、持続的な競争優位を構築するかが企業の生死に関わる重要な課題となる。</p> <p>本演習のキーワードは国際経営、経営戦略及びデジタル経営である。具体的には、グローバル経営、異文化経営、成長戦略、デジタル経営・プラットフォーム戦略、経営イノベーション等の問題を中心として理論研究及び実証研究を行う。実証研究の対象は製造業・サービス業から21世紀のデジタルプラットフォーム企業やコンテンツ企業まで、日米欧韓先進国多国籍企業から中国やインドをはじめとする新興国企業まで、の幅広い範囲とする。同時にゼミ生の修士論文の作成のための研究指導を行う。受講生には、高い求知心と明確な問題意識を持って演習に参加することを求める。</p> <p>テキスト：ゼミ生の関心に応じて、適宜参考資料を配布する。</p> <p>参考文献： 江夏健一・桑名義晴（編著）『理論とケースで学ぶ国際ビジネス』（第4版）同文館 2018。 根来龍之『集中講義デジタル戦略』日経BP 2019。 Bartlett, C.A. & Ghoshal, S. <i>Managing Across Borders: The Transnational Solution</i>. Boston: Harvard Business School Press, 1989. Collis, D. <i>International Strategy: Context, Concepts and Implications</i>. United Kingdom: Wiley, 2014.</p>		

テーマ	家計や企業にかかわる諸問題の実証経済学的手法による研究	担当者	畔上 秀人
演習の目的・内容	<p>現代社会におけるほとんどの問題は、経済と関連している。それは、社会を形成する人々が、生産・分配・消費といった経済活動を行って生活しているためである。たとえば環境問題は、その実態の把握には自然科学分野からの分析が不可欠であるが、企業や家計の経済活動を念頭に置かない解決策は実効性を有しない。すなわち、環境問題を伴わない原料や技術が開発されたとしても、その価格が著しく高価であれば、普及は望めない。また環境問題を伴う物質の使用を一切規制するのであれば、自然科学による深い分析すら必要ではない。結局、問題による社会的厚生を減らしつつ、人々の経済活動をなるべく変化させない方法が実質的な解決策となる。</p> <p>一方で、社会的厚生の変化を経済理論だけに基づいて分析することも意味を持たない。理論的分析に用いた変数を代理する現実経済の数量を見つけることは、非常に難しいことが多いのである。たとえば、マクロ経済分析上現在では固定資本として扱われる企業のソフトウェアも、かつては中間消費として取り扱われていた。その移行過程を顧みれば、マクロ経済変数が実態と乖離していた期間があったとわかる。</p> <p>本演習では、受講者の関心に基づいて広い範囲の中から課題を設定し、経済学的手法で分析を進める。従って、事前に特定のテキストは指定せず、研究の途中で必要となるごとに適した参考文献を閲読する。1～2年次を通じて、データの収集と分析、考察を繰り返してゆく。</p>		

テーマ	contemporary issues on marketing and consumer behavior (マーケティングと消費者心理に関する理論的かつ実証的研究)	担当者	隈本 純
演習の目的・内容	<p>As consumer's demands and lifestyles in industrialized countries become more complex and exquisite, the business communities confront a host of difficult issues of selling more products and services to meet his/her satisfaction. One of the key solutions is to search and enter new markets (or to target new segment) where can hold the promise of growth and larger profits. Comprehension of marketing concepts, construction of an unique business models with interdisciplinary approaches, will play an important role in such solution of running a business effectively and strategically.</p> <p>This special seminar mainly focuses on the logic of marketing strategies and how products and services are consumed in the global markets. It also covers key features of uncontrollable elements (geographical, cultural, economic, legal, etc.) of extrinsic factors of markets. Psychological / physiological factors affect decision making process of consumers are also analyzed. Students are required to conduct theoretical and/or empirical research based on the seminar contents. Classroom discussion with cases and business model presentations will complement lectures given by the instructor. References will be provided upon request during the course. なお、この特別演習は日本語、英語、両方の言語で対応して開講します。</p>		

テーマ	Trends in International Human Resource Management: People, Place, & Culture	担当者	セーラ・ルイーザ・バーチュリ
演習の目的・内容	<p>Managing human resources is a key area of business and management. Globalisation and the changing economic, demographic, and political landscape means how we define and study Human Resource Management (HRM) and how it should be put into practice, is constantly evolving and requires an international orientation.</p> <p>The aim of this seminar is to give you the knowledge, understanding, and skills required to empirically research, work with, and manage people in global organisations. Themes covered include internationalization, cross-cultural issues, team building, communication, motivation, talent management, issues related to diaspora, expatriation, and repatriation, ethical challenges of multinational corporations, training and development and the impact of digital transformation.</p> <p>In this course you will develop strong verbal and written communication skills and increase your intercultural awareness. We use contemporary research articles, white papers, and government reports to enrich lectures and stimulate academic discussion. The course also combines exploring new theoretical insights with practical research skill development. Students are highly encouraged to engage in field-research both in Japan and/or overseas and engage with a wider academic community through joining conferences.</p> <p>この特別演習は日本語、英語、両方の言語で対応して開講します</p>		

テーマ	組織デザイン研究ないし経営学説研究	担当者	赤尾充哉
演習の目的・内容	<p>企業組織は単に社会生活を営む場ではなく、特定の目標をより効率的・合理的・戦略的に遂行しようとするものであり、そのためのシステムを有するものでもある。それらシステムをいかにデザインすべきかというのは、企業組織を経営するにあたって、根本的に重要な問題である。本科目は、こうした組織デザインの問題を主たるテーマとして取り扱う。</p> <p>特に、技術変化の速度が速い今日の経済環境においては、組織の生存のために、より柔軟で敏速な組織体制が求められる。こうした問題には、意思決定理論、組織行動理論、進化の経済理論、ダイナミック・ケイパビリティ論などが大きく関わる。これらの理論は、本科目における研究の主要な理論的ツールとなる。</p> <p>本科目におけるアプローチは、実証研究よりも理論研究・学説研究を中心とする。必要に応じて、学説研究の方法論や科学哲学について学習する場合もある。</p>		

テーマ	企業活動におけるデザインを対象にした経営学的手法による研究	担当者	安藤 拓生
演習の目的・内容	<p>企業活動におけるデザインを対象にするデザインマネジメントは、1970年台の前半から経営学の一領域としてその研究が始まった。初期の研究では商品の色・形、コーポレートアイデンティティなどの有形のデザインが対象にされていたが、その後の実務領域におけるデザイン対象の拡大に伴い、サービスや顧客経験のような無形物のデザインをも対象に含むようになっていった。このような変化のもと、現在ではデザインはより広義に認識されるようになり、その考え方や思考方法のビジネスへの応用といった側面にまで研究が広がっている。</p> <p>本演習では、企業活動におけるデザインを広義に捉え、受講生の関心に基づいてこれに関連したテーマを設定し、さまざまな周辺の課題を扱いながら研究の方法を学んでいく。特に、デザインを企業経営の一つの要素として捉え、経営学的手法で分析を進める方法を学ぶ。従って、事前に特定のテキストは指定せず、研究の途中で必要となるごとに適した参考文献を閲読する。1～2年次を通じて、テーマの設定からデータの収集と分析、考察を通して研究を実践していく。</p>		

テーマ	金融経済に関する実証研究	担当者	富田 洋介
演習の目的・内容	<p>本講義では制度経済学の視点から金融経済を多角的に分析する。制度経済学とは、各国の制度的背景を重視し、画一的な理論では導き出せない各国の諸事情を踏まえて理論化し、その事象について実証的に検証する学問である。したがって、経済・金融・企業財務・法環境・歴史といった数多くの分野に触れる機会を持つであろうが、その都度丁寧に内容を解説していく。</p> <p>特に金融機関（投資運用、銀行、証券会社、投資顧問、投資信託委託会社、保険会社）や金融制度（証券制度、資産管理、決済、為替など）、企業金融（コーポレート・ファイナンス、コーポレート・ガバナンス、企業価値評価）もしくは金融政策に興味があり、熱意のある学生さんを歓迎する。</p> <p>上記以外でも、金融経済もしくは実証研究に興味のある学生さんについても歓迎する。</p> <p>同時に、院生さん各自のテーマに基づき、計量経済学や多変量解析を中心とした分析手法を身に付けて頂けるように指導する。したがって、ある一定の数学的な能力が求められるため、初学者の場合にはより一層の努力を要求する。（数学は論文の読み・書きに必要な直感的な理解を優先して学習していただければ問題ない。）</p> <p>講義としては、学生さんが興味のある論文の精読からスタートし、その論文にて使用されている分析ツールの習得と理論の構築方法を学習する予定である。</p> <p>事前事後の学習の際に不明点等があれば、Teamsおよびメールにて適宜対応する。</p>		

テーマ	事業創出による価値創造に関する理論的かつ実証的研究	担当者	馮 晏
演習の目的・内容	<p>近年、ITやデジタル技術の進展により、画期的な製品・サービスや、ビジネスモデルが次々に創出されており、社会に大きな変革をもたらしている。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）や、Eコマース、ライブコマースなどのビジネスから、これまでに想像もつかなかった多様な価値が新たに提供されるようになった。このような新しい価値は、既存企業だけでなく、イノベーションの担い手として期待されているベンチャー企業の活躍によって生み出されたものも多い。現在巨大企業に成長したアメリカのGAFA、日本のソフトバンクや楽天、中国のアリババ、テンセント（Tencent）なども、かつてはベンチャー企業であった。組織が絶えずに新しい事業を創出し、新しい価値を提供することは、持続可能な経営の源泉であり、経済成長の原動力となる。</p> <p>本演習では、価値創造、アントレプレナーシップ（企業家精神）、イノベーションをキーワードに、多様な視点から事業創出について理論的かつ実証的に考察する。その際に、既存組織による新事業の創出だけでなく、独創的な事業を中核に新しい組織を立ち上げることによる事業創出についても検討する。また、大企業とベンチャー企業のみならず、中小企業と非営利組織（NPO）も研究の対象とする。修士論文の作成にあたっては、受講生が関心をもつテーマに応じて研究指導を行う。</p>		

テーマ	会計の管理・統制機能における理論研究	担当者	小川 華代
演習の目的・内容	<p>会計は実務の中から発生し、今日に至るまで、企業をとりまく経営環境の変化に応じて姿を変えてきた。つまり、会計はある一時点で生成されたものではなく、歴史的所産であると言える。そして会計諸概念や会計基準、また管理手法などは必要に応じて変化をしてきたのである。会計学研究を行う際には、会計が様々な要因の下に形成されていることを念頭に置かなければならない。したがって、会計学研究では、会計諸問題について究明を行うとともに、会計をとりまく経営・経済についても広く分析を行う必要がある。</p> <p>本演習では、受講者の関心に基づき、会計に関する研究を進める。1年次には受講者のレベルに応じて講義を進めるため特定のテキストの指定は行わない。会計に関する基礎的な理解をした上で、課題設定を行い、先行研究を整理し、研究方法について指導を行う。実証研究ではなく理論研究をメインに指導を行い、研究の進捗度に応じて必要な文献を提示する。</p>		

※その他のシラバスについてはTG-Naviよりご確認ください。

